

自分で除雪ができない方への支援は何かありますか？

間口に残った雪の塊を寄せます

【対象】 市が除排雪作業を行う道路に面した戸建て住宅にお住まいで、65歳以上、又は身体の不自由な方のみで自力除雪ができない世帯
※自力で雪寄せができる方が同居している場合は対象外です。

【事前登録】 10月30日(水)から11月15日(金)までに道路維持課へ

【問い合わせ】 ☎888-5751

屋根の雪下ろし費用を援助します(道路豪雪対策本部設置時のみ)

【対象】 65歳以上の高齢者のみか、65歳未満で下記のいずれかの交付を受けている方のみの世帯で、かつ市民税非課税で持ち家に限る。

- ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
- ④特定医療費(特定難病)受給者証



【助成額】 雪下ろしのみは上限1万円、雪下ろしと排雪は上限1万5千円

※高齢者と①～④のいずれかの交付を受けている方が同居する場合も含む。

【申し込み先】 65歳以上の方は秋田市長寿福祉課 ☎888-5668

①～④のいずれかの交付を受けている方は
秋田市障がい福祉課 ☎888-5663

玄関から道路に出るまでの雪を寄せます

【対象】 日常生活上の援助を必要とするおおよね65歳以上の一人暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な方

【支援内容】 玄関から道路までの通路の雪寄せ(除雪車が残した雪が道路又は敷地内にある場合は道路に出るために必要な部分のみ)

【費用】 1週間に2回まで1回1時間以内で430円

【事前登録】 お住まいの地区の地域包括支援センターへ。申請済みの方は利用時に秋田市シルバー人材センターへ ☎863-5900

【問い合わせ先】 秋田市長寿福祉課 ☎888-5668

除雪ボランティアを派遣します

【対象】 高齢者のみか障がいがある方がいる世帯で次の全てに該当する世帯

- ①自力で除雪ができない ②市内に親子・兄弟がいない
- ③業者への除雪依頼が経済的に困難

【作業例】 ガスボンベやストーブの排気口が雪で覆われて危険/積雪で窓ガラスが割れそう/その他危険な状況(屋根の雪下ろし等危険が伴う場所の作業や大掛かりな排雪は行わない)

【申し込み先】 秋田市ボランティアセンター ☎862-9774

毎日更新される「本日の除雪情報」を知りたい方、「除雪車の稼働履歴」を見たい方はLINEの友だち登録を!



LINEの友だち登録した方は、簡単な操作でお住まいの地域の当日の除雪稼働情報やGPSによるリアルタイムの除雪機の現在地や稼働履歴を見ることができます。

令和
6年度版

今冬の除排雪対策 ～ 昨冬の取組を引き続き実施します ～

人口減少、少子高齢化が進み、財政規模が縮小していく中で、将来に向けた持続可能な除排雪体制の構築のため、市では昨冬から新しい除排雪対策に取り組んでいます。

この取組を3年程度試験的に実施し、その成果や課題などを検証していくこととしています。今冬も除排雪を確実に実施するため、みなさん一人一人のご理解とご協力をお願いします。

この除雪および排雪の方法は、県内をはじめ、北海道、東北、北陸地方など全国の雪が降る多くの都市において実施しています

【除雪について】

○10cm以上の積雪があった場合は、幹線道路から一般生活道路まで市内すべての除雪対象路線を除雪します。

→ 地域により雪の量が違う場合は、除雪する地域としない地域がありますが、同じ地域内で除雪する道路としない道路は、原則としてありません。

→ 圧雪(車両が雪を踏み潰して氷のように固まった状態)にならないよう、雪が降ったら迅速に除雪します。

※10cm未満でも、雪の量、急な降雨、気温、吹きだまり等により車の走行が困難なときは、臨機応変に補完的に除雪します。

【排雪について】

○除雪を効率的に行うために、一部の狭い道路を除き、除雪と排雪は別々に行います。除雪後に道路の角などに残った、交通安全上支障となる雪山は後日まとめて撤去します。

→ それまでは車の通行等に多少の不便を感じる場合があることをご理解してください。

→ 雪山の撤去は目安として、主要道路は車両の交互通行および歩行スペースの確保が困難、生活道路は1車線の確保と歩行者の通行スペースの確保が困難、交差点は交通安全上の見通しが確保できない等の基準に従って行います。

除排雪に関するお問い合わせはコールセンターへ

☎ 888-9400

12月10日(火)から3月15日(土) 午前8時～午後8時

※ 音声自動案内で大雪時の電話をつながりやすくしています。「本日の除雪稼働の有無」や「オペレーターと直接話す」等を番号で選択してください。

※ コールセンター開設までは、秋田市道路除排雪対策本部(市役所3階の道路維持課内)へお問い合わせ下さい。☎888-5751

令和6年11月
秋田市

市民のみなさんへ大事なお願いがあります



将来にわたって持続的かつ安定的に道路除排雪を続けていくためには、市民のみなさん一人一人のご理解とご協力が大切です。

● 宅地内の雪を道路に出さないでください

自宅敷地の雪を道路に出すことは法律違反であり、除雪作業が大幅に遅れ、通行する車や人にも迷惑がかかるので絶対にやめましょう。

● 玄関前、車庫前の雪寄せは各家庭で行うようご協力願います

除雪車通過後に玄関先や車庫前に残った雪は、各家庭で寄せてくださるようお願いいたします。

● 除雪の最大の障害となる路上駐車はやめましょう

1台の路上駐車ですその町内の除雪が後回しになったり、作業が中止になるなど町内全体が迷惑します。

● 雪で困っている方がいるときは、みなさんで助け合いましょう

高齢者のみ等の雪寄せが困難な世帯は、共助の精神で助け合いましょう。

雪を捨てる場合の支援策は何かありますか？

排雪用運転手付きダンプトラック 又は積込み機械の無料貸出

町内会等が行う除排雪作業に対し、いずれかを無料で貸し出します。事前に余裕を持ってお申し込みください。

【申込み】秋田市道路除排雪対策本部
☎888-5751
(12月10日からはコールセンターへ)

軽トラック等雪寄せに必要な 用具の無料貸出

町内会、ボランティア団体などに、軽トラック、融雪機、融雪管、小型除雪機その他除排雪に必要な用具を貸し出します。

【問い合わせ】秋田市社会福祉協議会
☎862-7445

公園を雪捨て場として開放

スノーダンプなど人力での排雪に限り、降雪時から地域の街区公園や児童遊園地(市内700か所)を雪捨て場として開放します。

【問い合わせ】秋田市公園課
☎888-5753



募集 小規模堆雪場空き地を ご提供ください

おおむね150㎡以上の住宅地内の空き地を12月から3月までの間、地域の堆雪場として無償で貸していただいた場合は、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

【問い合わせ】秋田市道路維持課
☎888-5751

自分たちで除雪する場合の支援策は何かありますか？

選べる支援策



選択肢	小型除雪機を借りて除雪		③ 有償ボランティアによる除雪(報償金あり)
	① シーズン貸出し(12月から3月まで)	② 最長1日貸出し(コミセン配備の除雪機)	
対象者	町内会又は任意団体	町内会又は個人	町内会、企業、その他地域で活動する団体(学生等が主体の団体は除く)
除雪機の配達回収	希望する場所に配達・回収	希望する場所と時間に配達・回収(電話による依頼が必要)	—
燃料費	申請により市が負担	市が負担(無料)	申請により市が負担
条件/報酬	除雪対象路線のうち一般生活道路又は歩道を200m以上除雪すること(舗装道に限る)	地域の市道又は私道を50m以上除雪すること(配達を希望しない場合は除雪距離の条件なし)	除雪対象路線のうち私道を自己所有の除雪機を使用する場合は合計50m以上、人力の場合は合計20m以上除雪した場合、除雪の回数にかかわらず報償金400円/m(上限10万円)
市の除雪	借りた場合は冬期間の市の除雪なし(豪雪時は市が除雪する場合あり)	あり	有償ボランティアによる除雪を実施する場合は冬期間の市の除雪なし(豪雪時は市が除雪する場合あり)

【問い合わせ】①秋田市道路除排雪本部 ☎888-5751(12月10日からはコールセンターへ)
②、③秋田市生活総務課 ☎888-5625

小型除雪機の燃料支給

町内会等が除雪する際に使用する、個人所有の小型除雪機や農業用機械の燃料を支給します。

【条件】地域の生活道路や高齢者宅の間口、ゴミ集積所等の除雪等

【支給量】1団体当たりの上限は年度内400リットル、作業時に随時支給

【申込み】12月2日から道路除排雪対策本部又は各市民サービスセンターへ

【問い合わせ】秋田市道路除排雪対策本部
☎888-5751
(12月10日からはコールセンターへ)

路面凍結抑制剤の無料配布

町内会等が協力して作業を行う場合、坂道や交差点などの道路を凍りにくくするための凍結抑制剤を1回の申請で最大3袋まで道路維持課車庫(寺内字蛭根85-9)で配布します。

【問い合わせ】秋田市道路除排雪対策本部
☎888-5751
(12月10日からはコールセンターへ)

小型除雪機の購入費補助(2/3)

町内会等が除雪する際に使用する小型除雪機の購入費を補助します。

【対象機】ハンドガイド式除雪機(雪を飛ばすタイプ・押し出すタイプなど)の購入費を補助します。

【補助額】購入費の2/3の額(上限50万円)

【問い合わせ】秋田市生活総務課
☎888-5625

※令和6年度の申請受付期間は、11月29日まで

ボランティア保険の補助

町内会等が除雪作業を行う際のボランティア保険を、1町内会につき年度内1回全額補助します。

【問い合わせ】秋田市社会福祉協議会
☎862-7445